

常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、常総市耐震改修促進計画に定めるブロック塀の倒壊防止対策を促進するため、予算の範囲内において、危険ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険ブロック塀等 道路（建築基準法（昭和25年法律201号）上の道路とならない私道を除く。）面からの高さが80センチメートルを超える組積造又は補強コンクリートブロック造の塀であって、倒壊の危険性があるものをいう。
- (2) 撤去工事 本市の区域内に存する危険ブロック塀等の全部又は一部を撤去し道路面からの高さを80センチメートル以下に減じる工事（危険ブロック塀等の一部の撤去工事にあつては、撤去しない部分について倒壊の危険性がないこと。）をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項に規定する道路内にある危険ブロック塀等にあつては、その全部を撤去する工事に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等について建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者に請け負わせて撤去工事を行う危険ブロック塀等の所有者とし、かつ次の各号に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。

- (1) 同一敷地内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、撤去工事に要する費用（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 撤去工事の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
- (3) 撤去工事の中止又は廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた者は、撤去工事が完了したときは、速やかに危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書(様式第6号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 交付決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

常総市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書

危険ブロック塀等撤去補助金の交付を受けたいので、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。なお、審査のため必要な限度において、危険ブロック塀等の所有者である私の住民記録、納税状況その他の事項を調査することに同意します。

記

1 危険ブロック塀等及び撤去工事の概要

危険ブロック塀等の所在地	常総市	
撤去工事種別	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 部分撤去	
危険ブロック塀等の概要	構造	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造（石造、れんが造等）
	道路からの高さ	m
	道路に面する長さ	m (うち撤去を行う長さ m)
撤去工事を行う者	住所又は所在地 氏名又は名称 建設業の許可番号又は解体工事業の登録番号	
撤去工事の予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
撤去工事に要する費用の総額	円	
交付申請額	円	

2 添付書類

- (1) 付近見取り図
- (2) 撤去工事に要する費用の見積書の写し

- (3) 申請に係る危険ブロック塀等が複数の者の共有に属する場合にあつては、撤去工事の実施に関する共有者の同意書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

常総市長

印

危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった危険ブロック塀等撤去補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 前号に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

常総市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等の撤去に対する補助金について、下記のとおり変更等をしたいので、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

常総市長

印

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等の申請のあった危険ブロック塀等撤去補助金については、下記のとおり承認したので、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

変更等の内容

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

常総市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金に係る撤去工事が完了したので、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 実績額 金 円

3 添付書類

- (1) 撤去工事に係る契約書の写し
- (2) 撤去工事に係る領収書等の写し
- (3) 撤去工事中及び撤去工事完了後の危険ブロック塀等の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

常総市長

印

危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった危険ブロック塀等撤去補助金については、
下記のとおり補助金の額を確定したので、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第
10条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

常総市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

印

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった危険ブロック塀等撤去補助金について、補助金の交付を受けたいので、常総市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			